

一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業）の 許可等に係る法令試験の取扱いの変更について

近畿運輸局自動車交通部旅客第二課

令和8年10月1日以降の一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業）の申請に係る法令試験の取扱いにつきまして、下記のとおり変更いたします。

【旧取扱い】

一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業）の許可等申請した月の翌月に法令試験を受験

【新取扱い】

一般乗用旅客自動車運送事業（福祉輸送事業）の許可等申請した日から2週間以内に設問回答 URL より設問回答を行う（URL は申請受付時に交付する案内文に記載しております）

なお、設問回答に必要な知識につきましては、これまでの法令試験と同様の知識が必要となります。

【設問に必要な知識】

- ① 道路運送法
 - ② 道路運送法施行令
 - ③ 道路運送法施行規則
 - ④ 旅客自動車運送事業運輸規則
 - ⑤ 旅客自動車運送事業等報告規則
 - ⑥ 自動車事故報告規則
 - ⑦ その他一般旅客自動車運送事業の遂行に必要な法令等
-